

## 和歌山市感震ブレーカー取扱事業者名簿への登載事業者募集について

和歌山市では地震が発生し揺れを感知した際に、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動に止める「感震ブレーカー」を購入及び設置しようとする世帯で、自らブレーカーを切って避難することが困難と思われる方がいる世帯を対象に補助金の交付を行う「和歌山市感震ブレーカー設置補助事業」を行っています。

補助事業の申請者に対し感震ブレーカーの購入、設置を行える事業者の名簿を作成し、情報提供を行いますので、当該名簿に登載希望される事業者を、次のとおり募集します。

### 1 登載名簿名 和歌山市感震ブレーカー取扱業者名簿

#### 2 事業内容

(1) 補助対象 感震ブレーカーの購入、設置費用

(2) 補助対象者 和歌山市の住民基本台帳に記録されていて、次のいずれかの条件に該当する世帯

- ・ 65歳以上の方だけの世帯
- ・ 介護保険の要介護認定で要介護3～要介護5と認定されている方がおられる世帯
- ・ 1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・ A1又はA2の療育手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方がおられる世帯
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がおられる世帯

(3) 補助予定件数 100件（1世帯1回・上限1万円）予算がなくなり次第終了します。  
（過去にこの補助金を申請し補助を受けられた方は、対象になりません。）

#### 3 登載基準 下記の要件を満たす事業者

(1) 和歌山県の電気工事業者に登録されている事業者（分電盤タイプ及びコンセントタイプの販売及び設置事業者に限る。）

(2) 下記の名簿のどちらかに登録されている事業者

(ア) 和歌山市調達課小規模修繕業者名簿又は競争入札参加有資格者名簿（物品調達、業務委託関係）

(イ) 和歌山市建設総務課登録業者名簿

(3) 下記の感震ブレーカーを販売及び設置又は販売することのできる事業者

(ア) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤の規格（JWDS0007付2）で定める構造及び機能を有するもの

(イ) 前号と同程度の機能を有する一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの

#### 4 提出書類 和歌山市感震ブレーカー取扱事業者名簿登載依頼書（別紙1）

- 5 提出先 和歌山市地域安全課  
〒640-8157 和歌山市八番丁12番地（消防局庁舎5階）
- 6 提出方法 地域安全課へ郵送又は持参（随時受付）
- 7 問い合わせ先 和歌山市地域安全課  
電話番号 073-435-1005
- 8 その他 補助金事業者の対象事業者は、名簿に登載された事業者に限るものではありません。